

暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

● 排除措置

| 日付     | 期間                            | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 所在地              | 理由   |
|--------|-------------------------------|--------|-------|------------------|--|
| R3.7.9 | 令和3年7月9日 から 令和5年7月8日まで(24か月間) | 北部建設工業 | 前田 和幸 | 築上郡吉富町大字幸子243番地3 | 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。)となっている事実が確認され、排除措置の措置要件に該当するものであると県警察本部から通知があったため。 |

※ 措置期間経過時に事実が継続していた場合、再度の排除措置を講ずる。